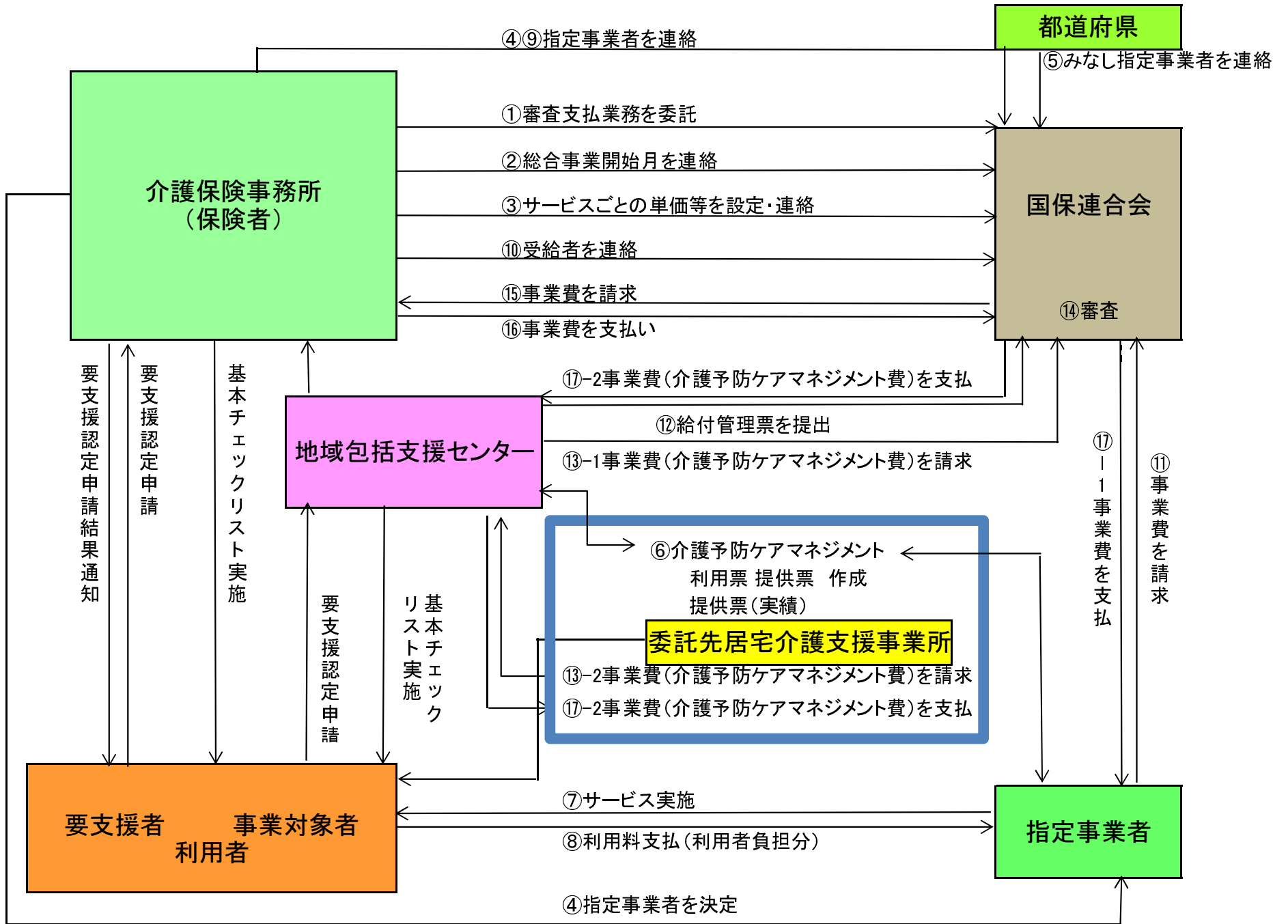


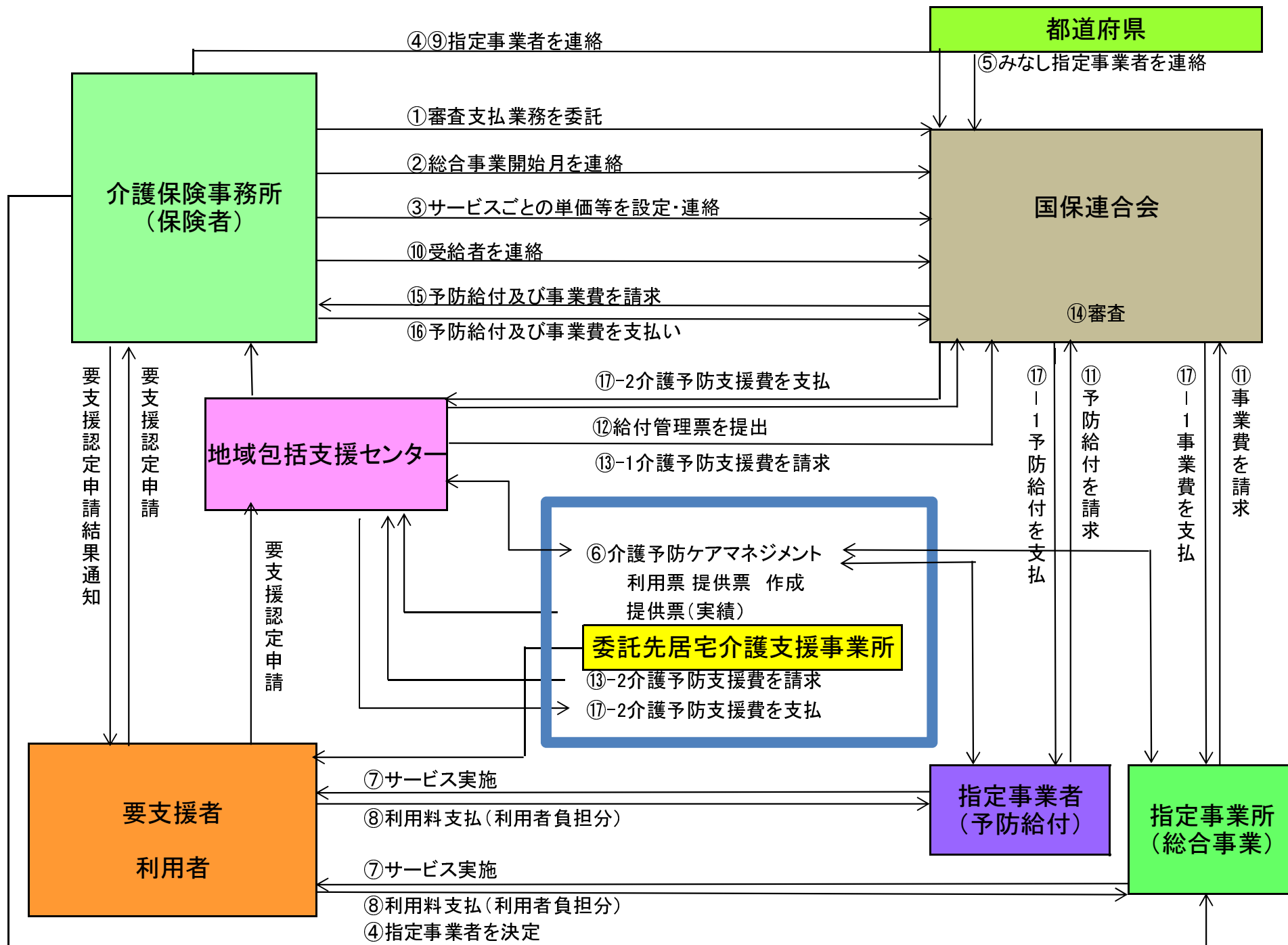
利用者が事業のみ利用する場合



利用者が事業のみを利用する場合

分類	No	事務処理内容			
サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント	委託先居宅介護支援事業所は利用者・指定事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。		
			利用票作成		
			提供票作成		
サービス提供月	⑦	サービス実施	指定事業者が利用者へサービスを実施する。		
	⑧	利用者支払(利用者負担分)	利用者は指定事業者へ利用料を支払う。(利用者負担分)		
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡		
		⑩	受給者を連絡		
		事業費(介護予防ケアマネジメント費)請求準備	指定事業者は、委託先居宅介護支援事業所に、前月のサービス利用について提供票(実績)を提出する。 委託先居宅介護支援事業所は、提供票を取りまとめ、毎月6日まで地域包括支援センターに提出する。その際、別表も添付する。 地域包括支援センターは、提供票(実績)に基づき、給付管理票を作成する。		
	10日まで	⑪	事業費を請求	指定事業者は、国保連合会へ 請求明細書を提出して、事業費を請求する。	
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは、国保連合会へ、給付管理票を提出する。	
		⑬-1	事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	地域包括支援センターは、国保連合会に、請求明細書(介護予防ケアマネジメント費)を提出する。	
	~	⑭	審査	国保連合会は、審査を行う	
	サービス提供月翌々月		⑬-2	事業費(介護予防ケアマネジメント費)を請求	委託先居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターへ、介護予防ケアマネジメント費請求書を提出する。
		20日まで	⑮	事業費を請求	国保連合会は介護保険事務所へ事業費及び審査支払手数料を請求する。
		25日まで	⑯	事業費を支払	介護保険事務所は、国保連合会へ、事業費及び審査支払手数料を支払う。
月末まで		⑰-1	事業費を支払	国保連合会は、指定事業者へ、事業費を支払う。	
		⑰-2	事業費(介護予防ケアマネジメント費)を支払	国保連合会は、地域包括支援センターに、事業費(介護予防ケアマネジメント費)を支払う。地域包括支援センターは、委託先居宅介護支援事業所に、事業費(介護予防ケアマネジメント費)を支払う。	

利用者が予防給付と事業を利用する場合



利用者が予防給付と事業を利用する場合

分類	No	事務処理内容			
サービス提供月前月	⑥	介護予防ケアマネジメント	委託先居宅介護支援事業所は利用者・指定事業者と調整して、介護予防ケアマネジメントを行う。		
			利用票作成		
			提供票作成		
サービス提供月	⑦	サービス実施	指定事業者が利用者へサービスを実施する。		
	⑧	利用者支払(利用者負担分)	利用者は指定事業者へ利用料を支払う。(利用者負担分)		
サービス提供月翌月	月初	⑨	指定事業者を連絡		
		⑩	受給者を連絡		
		事業費(介護予防支援費)請求準備	指定事業者は、委託先居宅介護支援事業所に、前月のサービス利用について提供票(実績)を提出する。 委託先居宅介護支援事業所は、提供票を取りまとめ、毎月6日まで地域包括支援センターに提出する。その際、別表も添付する。 地域包括支援センターは、提供票(実績)に基づき、給付管理票を作成する。		
	10日まで	⑪	予防給付及び事業費を請求	指定事業者は、国保連合会へ 請求明細書を提出して、予防給付費及び事業費を請求する。	
		⑫	給付管理票を提出	地域包括支援センターは、国保連合会へ、給付管理票を提出する。	
		⑬-1	事業費(介護予防支援費)を請求	地域包括支援センターは、国保連合会に、請求明細書(介護予防支援費)を提出する。	
	~	⑭	審査	国保連合会は、審査を行う。	
	サービス提供月翌々月		⑬-2	事業費(介護予防支援費)を請求	委託先居宅介護支援事業所は、地域包括支援センターへ、介護予防支援費請求書を提出する。
		20日まで	⑮	予防給付及び事業費を請求	国保連合会は介護保険事務所へ予防給付、事業費及び審査支払手数料を請求する。
		25日まで	⑯	予防給付及び事業費を支払	介護保険事務所は、国保連合会へ、予防給付、事業費及び審査支払手数料を支払う。
月末まで		⑰-1	予防給付及び事業費を支払	国保連合会は、指定事業者へ、予防給付及び事業費を支払う。	
		⑰-2	事業費(介護予防支援費)を支払	国保連合会は、地域包括支援センターに、事業費(介護予防支援費)を支払う。地域包括支援センターは、委託先居宅介護支援事業所に、事業費(介護予防支援費)を支払う。	